

第 6 6 号議案

調停の申立てについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

調停の申立てについて

足立区は、下記により東京簡易裁判所に対し、民事調停を申し立てる。

記

1 相手方

東京都足立区日ノ出町 1 5 番 1 号

社会福祉法人朝陽会

理事長 田澤 博実

2 申立ての趣旨

相手方に対し「足立区立新田三丁目なかよし保育園の管理運営に関する年度協定書」に基づき概算払いで支払った令和 2 年度の管理運営委託料の精算額 4, 0 2 1, 1 7 6 円の返還を求める。

3 申立ての理由

足立区立保育所の指定管理者は、足立区との協定に従い足立区立保育所を管理運営しており、その管理運営委託料については概算払で支払っている。概算払で支払った管理運営委託料については、事業年度の末日をもってその額を確定し、指定管理者が提出する精算書を当区が審査した上で、過不足分を精算することとしている。

しかしながら、相手方が指定管理者である足立区立新田三丁目なかよし保育園の指定管理者の指定は令和 2 年 1 1 月 3 0 日付で取消しとなったことから、令和 2 年度の管理運営委託料は令和 2 年 1 1 月 3 0 日時点での実績に応じた精算額を当区に返還しなければならない。

当区で把握する実績値に基づき令和 2 年度の管理運営委託料を算出

したところ、4,021,176円の余剰額が生じているため、当該金額の返還を求め相手方に対し請求をしているものの、現在に至るまで支払われていない。

そのため、相手方に対し「足立区立新田三丁目なかよし保育園の管理運営に関する年度協定書」に基づき概算払で支払った令和2年度の管理運営委託料の精算額4,021,176円の返還を求め、民事調停の申立てを行う。

（提案理由）

調停の申立てについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この議案を提出いたします。